別表第二　通信教育学部の校舎等面積（第九条関係）

［表略］

備考

一　この表には、大学設置基準第三十五条のスポーツ施設、講堂及び厚生補導施設並びに同令第三十九条の附属施設の面積は含まない。

二　収容定員が四、〇〇〇人未満の場合にあつては、学科並びに収容定員及び基幹教員数に応じて二割の範囲内においてこの表に定める面積を減ずることができるものとし、この表に定める収容定員を超える場合にあつては、教育に支障のないよう、その超える収容定員に応じてこの表に定める面積を増加するものとする。

三　大学設置基準第三十一条第四項に規定する科目等履修生等を当該学部の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、この表に定める面積を増加するものとする。

四・五　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職大学設置基準の一部改正）

第三条　専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条）	第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　教育研究上の基本組織（第四条―第七条）	第二章　教育研究上の基本組織（第五条―第八条）
第三章　収容定員（第八条）	第三章　収容定員（第九条）
第四章　教育課程（第九条―第二十条）	第四章　教育課程（第十条―第二十一条）
第五章　卒業の要件等（第二十一条―第三十条）	第五章　卒業の要件等（第二十二条―第三十条）
第六章　教育研究実施組織等（第三十一条―第三十六条）	第六章　教員組織（第三十一条―第三十六条）
第七章・第八章　［略］	第七章・第八章　［同上］
第九章　共同教育課程に関する特例（第五十五条―第六十一条）	第九章　事務組織等（第五十五条―第五十八条）
第十章　国際連携学科に関する特例（第六十二条―第七十五条）	第十章　共同教育課程に関する特例（第五十九条―第六十五条）
第十一章　教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例（第七十六条）	第十一章　国際連携学科に関する特例（第六十六条―第七十二条の八）
第十二章　雑則（第七十七条・第七十八条）	第十二章　雑則（第七十三条・第七十四条）
附則	附則
（趣旨）	（趣旨）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。	3　専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

別表第二　通信教育学部の校舎等面積（第十条関係）

［同上］

備考

一　この表には、大学設置基準第三十六条第五項の施設及び第三十九条の附属施設の面積は含まない。

二　収容定員が四、〇〇〇人未満の場合にあつては、学科並びに収容定員及び教員数に応じて二割の範囲内においてこの表に定める面積を減ずることができるものとし、この表に定める収容定員を超える場合にあつては、教育に支障のないよう、その超える収容定員に応じてこの表に定める面積を増加するものとする。

三　大学設置基準第三十一条第一項の科目等履修生その他の学生以外の者を当該学部の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、この表に定める面積を増加するものとする。

四・五　［同上］